

(お知らせ)

令和5年5月21日
防 衛 省

ウクライナへの装備品等の提供について

1. 昨年3月以降、防衛省・自衛隊は、自衛隊法に基づき、防衛装備移転三原則の範囲内で、防弾チョッキ、鉄帽（ヘルメット）、防護マスク、防護衣、小型のドローン、非常用糧食等をウクライナ政府に提供してきました。
2. 今般、防衛省・自衛隊は、ウクライナ政府からの要請を踏まえ、新たに自衛隊車両（1/2 tトラック、高機動車、資材運搬車）を合計100台規模で提供することとしました。ウクライナ政府へは、準備が完了した車両から順次提供を行ってまいります。
3. あわせて、非常用糧食約3万食も追加提供します。
4. 防衛省・自衛隊は、今後もウクライナに対してできる限りの支援を行ってまいります。